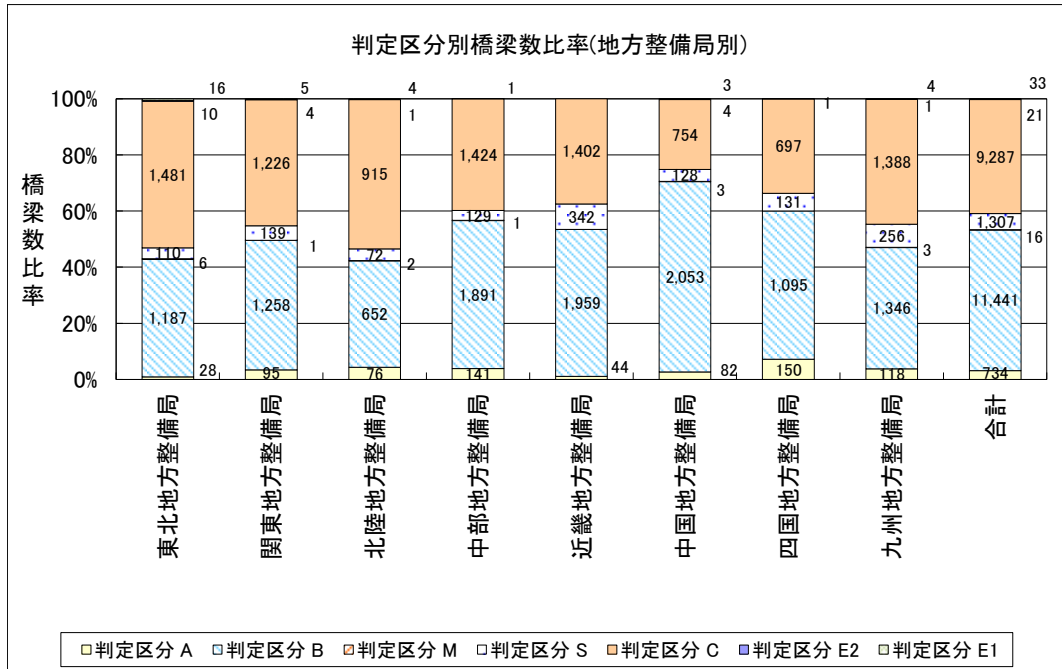


## 2. どのような状態のストックを抱えているか



(1) 橋梁の対策区分の判定区分比率

① 橋梁の対策区分の判定区分比率（地方整備局別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

◆国総研資料第488号、第545号、第645号、第693号からの推移

(橋)

橋梁管理カルテ	判定区分							合計	備考
	A	B	M	S	C	E2	E1		
H19.4現在	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127	第488号
	9.1%	48.8%	0.2%	6.1%	35.2%	0.2%	0.4%	100.0%	
H20.4現在	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633	第545号
	6.7%	49.7%	0.1%	6.8%	36.1%	0.2%	0.3%	100.0%	
H21.4現在	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626	第645号
	4.9%	48.3%	0.1%	7.6%	38.8%	0.2%	0.2%	100.1%	
H22.4現在	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593	第645号
	4.2%	48.1%	0.1%	7.3%	40.0%	0.1%	0.2%	100.0%	
H23.4現在	847	11,202	22	1,469	8,830	20	31	22,421	第693号
	3.8%	50.0%	0.1%	6.6%	39.4%	0.1%	0.1%	100.1%	
H24.4現在	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839	
	3.2%	50.1%	0.1%	5.7%	40.7%	0.1%	0.1%	100.0%	

最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。

判定区分別橋梁数比率(地方整備局別)

(橋)

管理機関別	判定区分							
	A	B	M	S	C	E2	E1	合計
東北地方整備局	28	1,187	6	110	1,481	10	16	2,838
関東地方整備局	95	1,258	1	139	1,226	4	5	2,728
北陸地方整備局	76	652	2	72	915	1	4	1,722
中部地方整備局	141	1,891	1	129	1,424		1	3,587
近畿地方整備局	44	1,959		342	1,402			3,747
中国地方整備局	82	2,053	3	128	754	4	3	3,027
四国地方整備局	150	1,095		131	697	1		2,074
九州地方整備局	118	1,346	3	256	1,388	1	4	3,116
合計	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

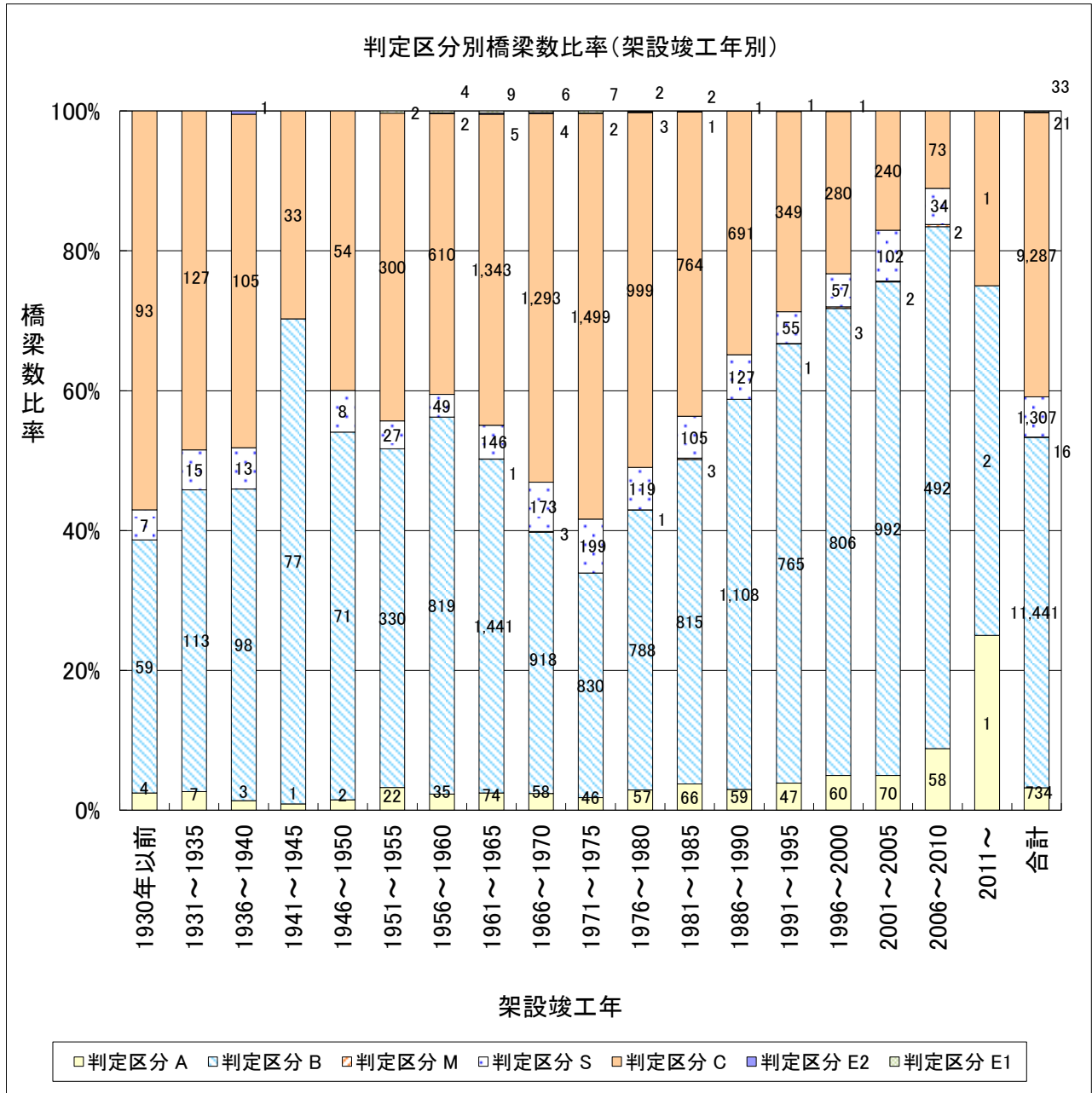
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

② 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)

(橋)

架設竣工年	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
1930年以前	4	59		7	93			163
1931～1935	7	113		15	127			262
1936～1940	3	98		13	105	1		220
1941～1945	1	77			33			111
1946～1950	2	71		8	54			135
1951～1955	22	330		27	300		2	681
1956～1960	35	819		49	610	2	4	1,519
1961～1965	74	1,441	1	146	1,343	5	9	3,019
1966～1970	58	918	3	173	1,293	4	6	2,455
1971～1975	46	830		199	1,499	2	7	2,583
1976～1980	57	788	1	119	999	3	2	1,969
1981～1985	66	815	3	105	764	1	2	1,756
1986～1990	59	1,108		127	691	1		1,986
1991～1995	47	765	1	55	349	1		1,218
1996～2000	60	806	3	57	280	1		1,207
2001～2005	70	992	2	102	240			1,406
2006～2010	58	492	2	34	73			659
2011～	1	2			1			4
不明	64	917		71	433		1	1,486
合計	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

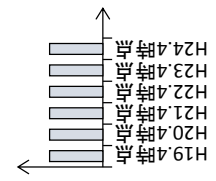
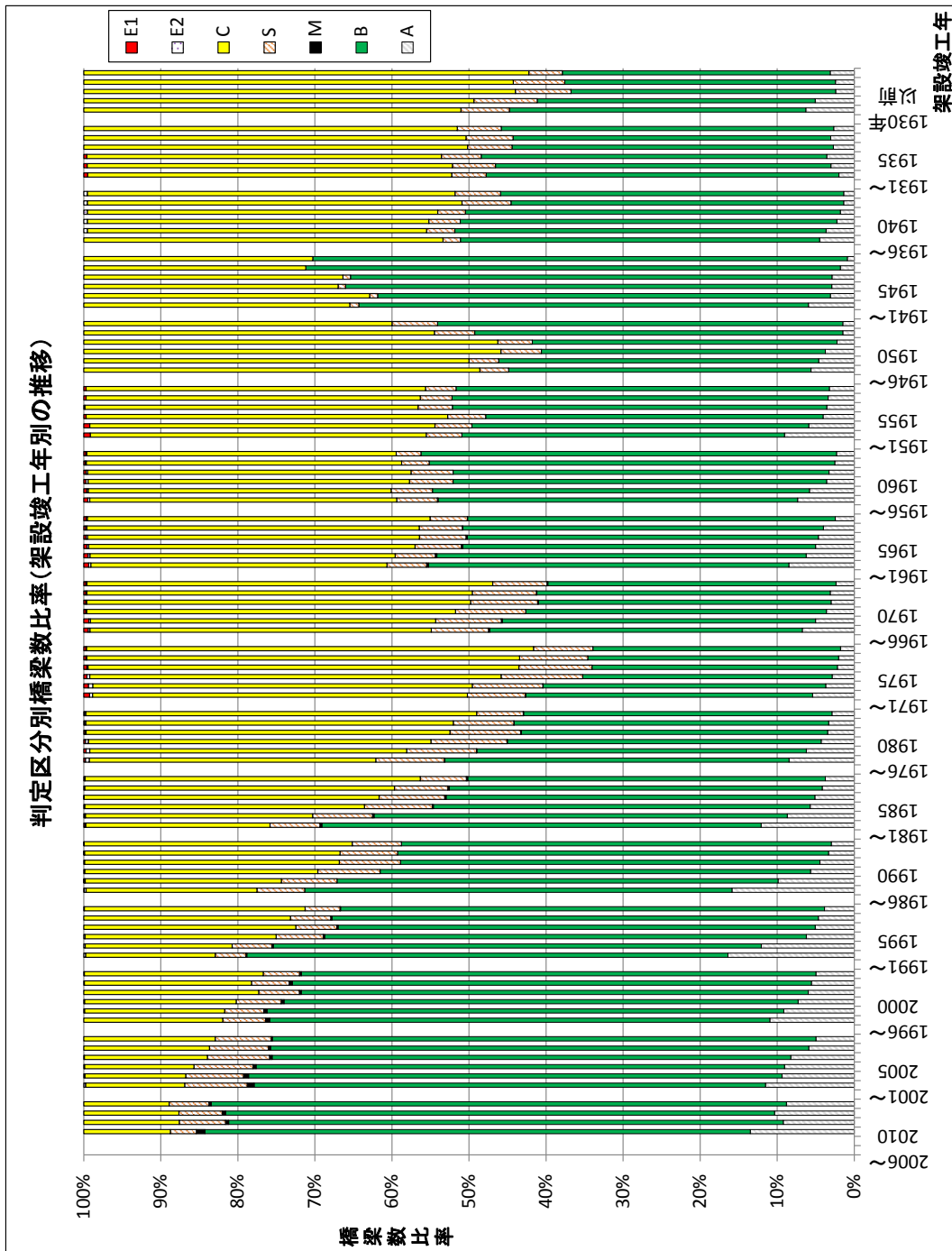
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

③ 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別の推移）



注：架設竣工年5年単位の各年代の対策区分の判定の推移を示す。  
棒グラフは、左から、H19.4、H20.4、H21.4、H22.4、H23.4、H24.4時点における値を示す。（右図参照）

出典：橋梁管理カルテ（H19.4～H24.4時点）のデータ

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)又は「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

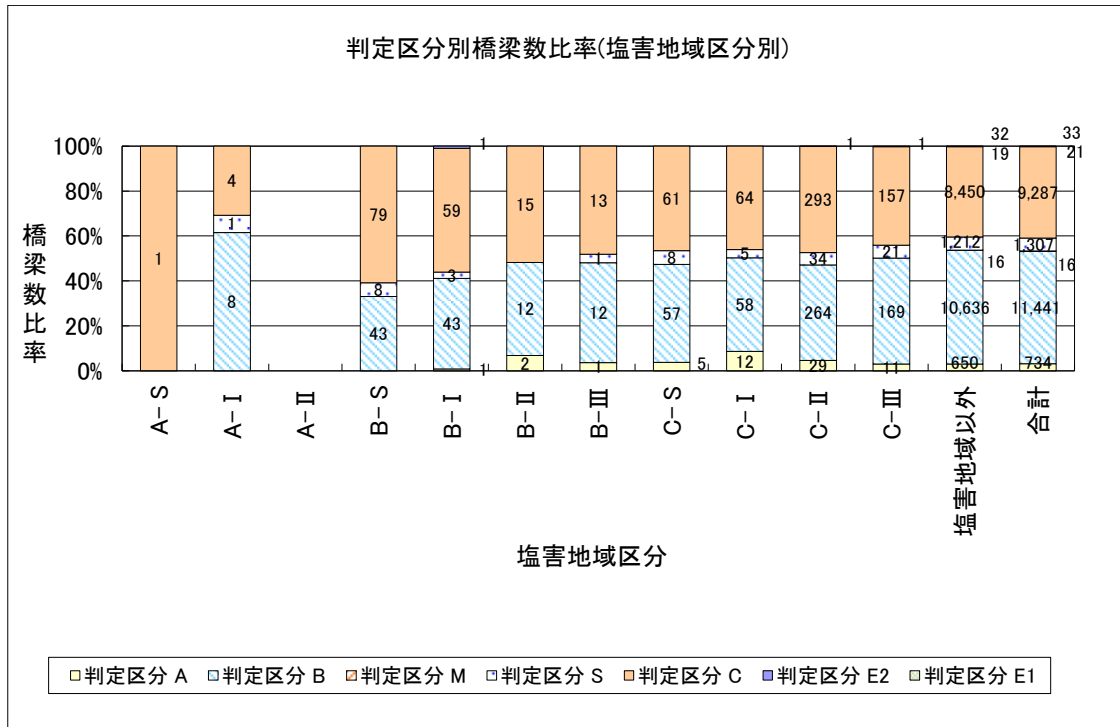
対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。





④ 橋梁の対策区分の判定区分比率（塩害地域区分別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計(道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋編(平成14年3月)より)。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、釧田町、今別町、平館村、三厩村(東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村(下北郡)  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

判定区分別橋梁数比率(塩害地域区分別)

(箇所)

塩害地域区分	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
A-S					1			1
A-I		8		1	4			13
A-II								0
B-S		43		8	79			130
B-I	1	43		3	59	1		107
B-II	2	12			15			29
B-III	1	12		1	13			27
C-S	5	57		8	61			131
C-I	12	58		5	64			139
C-II	29	264		34	293	1		621
C-III	11	169		21	157		1	359
塩害地域以外	650	10,636	16	1,212	8,450	19	32	21,015
不明	23	139		14	91			267
合計	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

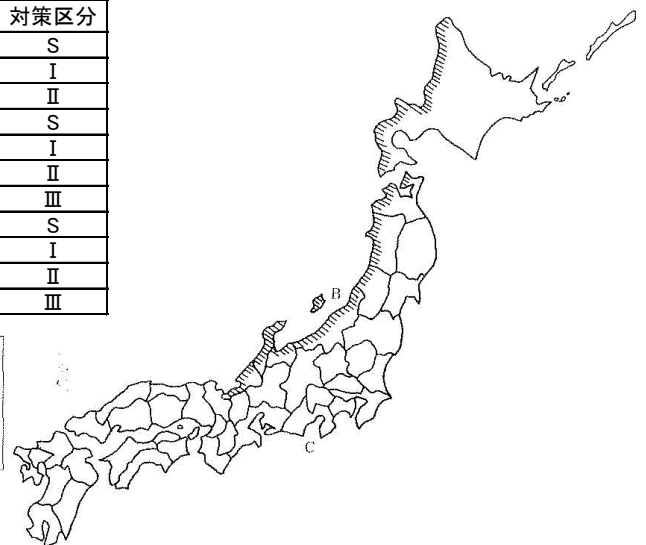
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計(道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編)より)。

塩害地域区分および塩害対策区分

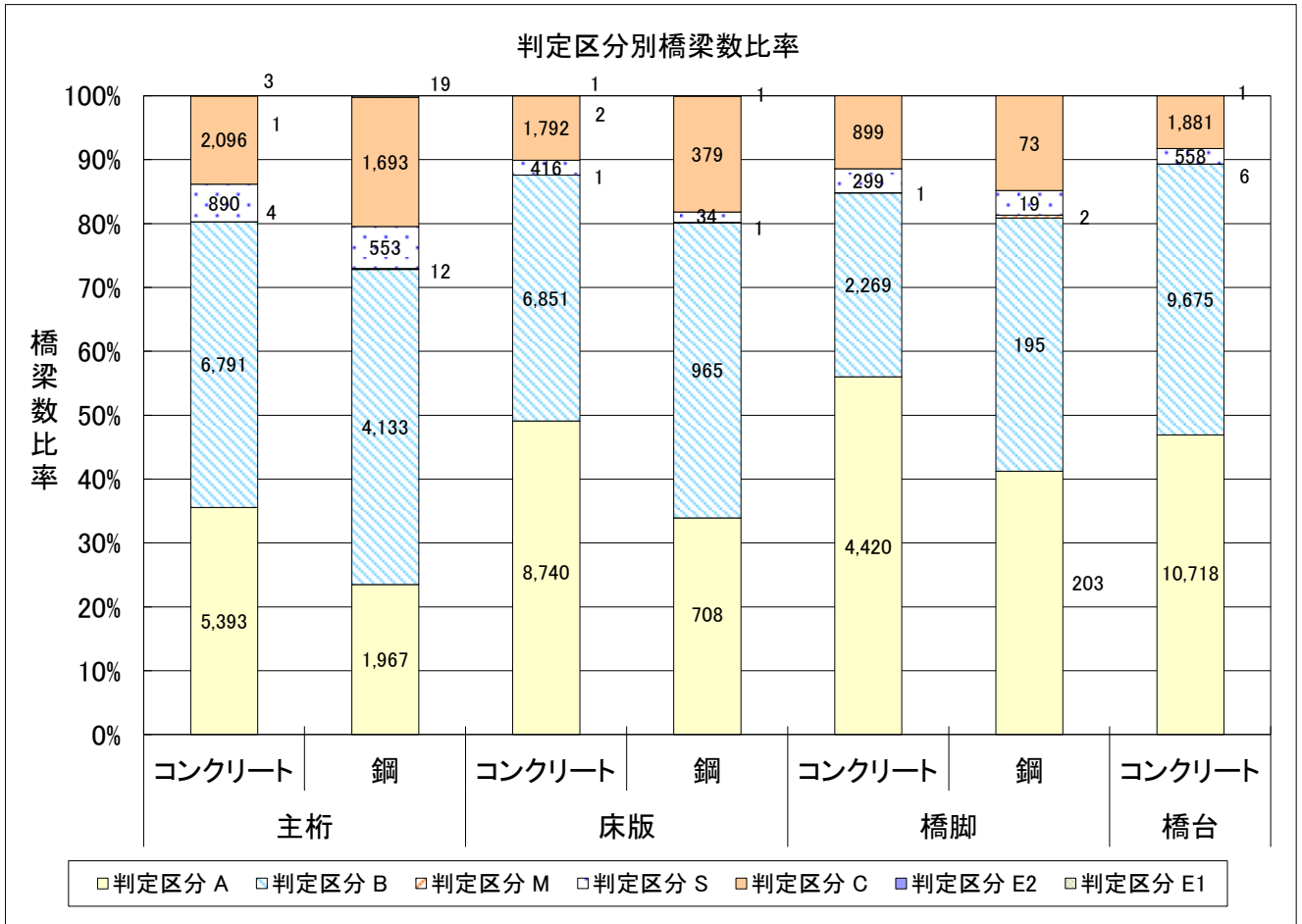
地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村(東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、脇野沢村(下北郡)  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県



凡例  
 ● 地域区分 A  
 ■ 地域区分 B  
 — 地域区分 C (上記地域を除く)  
 (海岸線付近)

⑤ 橋梁の対策区分の判定区分比率（部材別）



出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。  
橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

(箇所)

部位	材料	対策判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	5,393	6,791	4	890	2,096	1	3	15,178
	鋼	1,967	4,133	12	553	1,693		19	8,377
床版	コンクリート	8,740	6,851	1	416	1,792	2	1	17,803
	鋼	708	965	1	34	379	1		2,088
橋脚	コンクリート	4,420	2,269	1	299	899			7,888
	鋼	203	195	2	19	73			492
橋台	コンクリート	10,718	9,675	6	558	1,881	1		22,839

出典：橋梁管理カルテ(H24.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

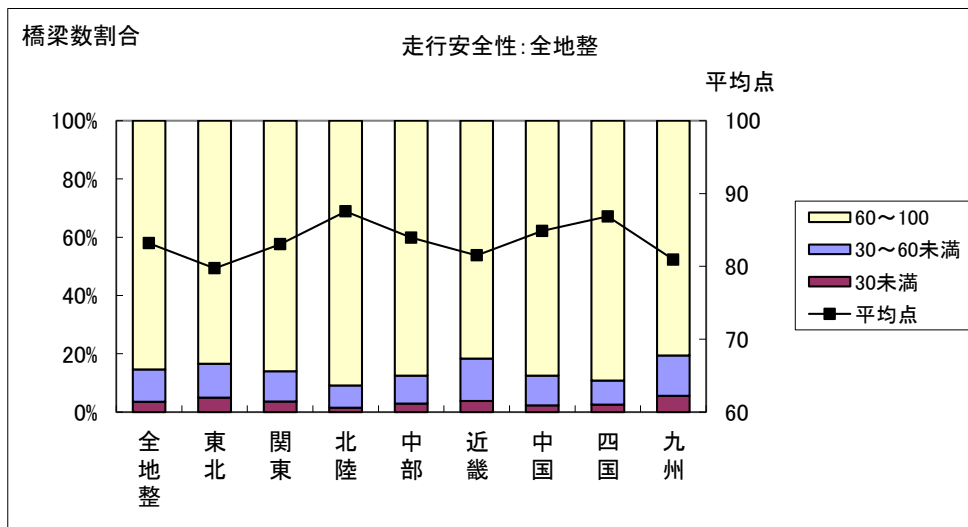
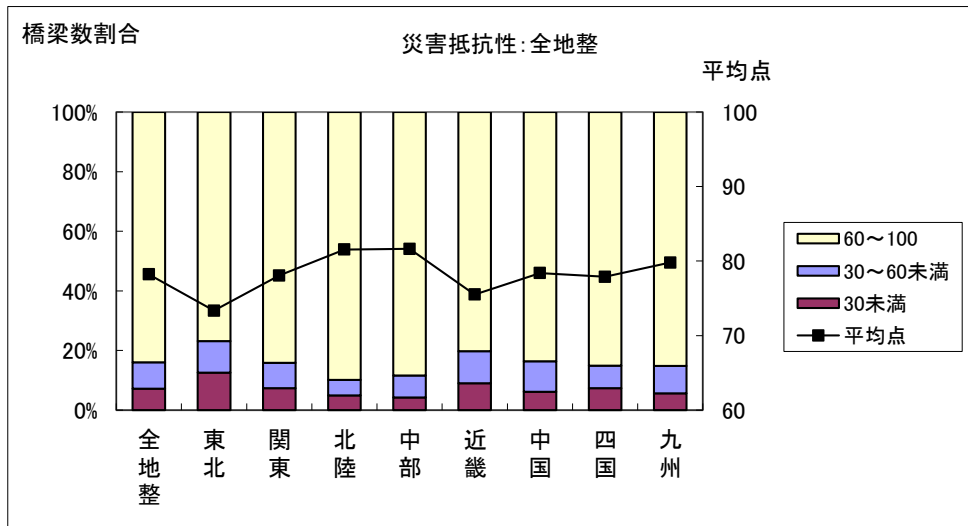
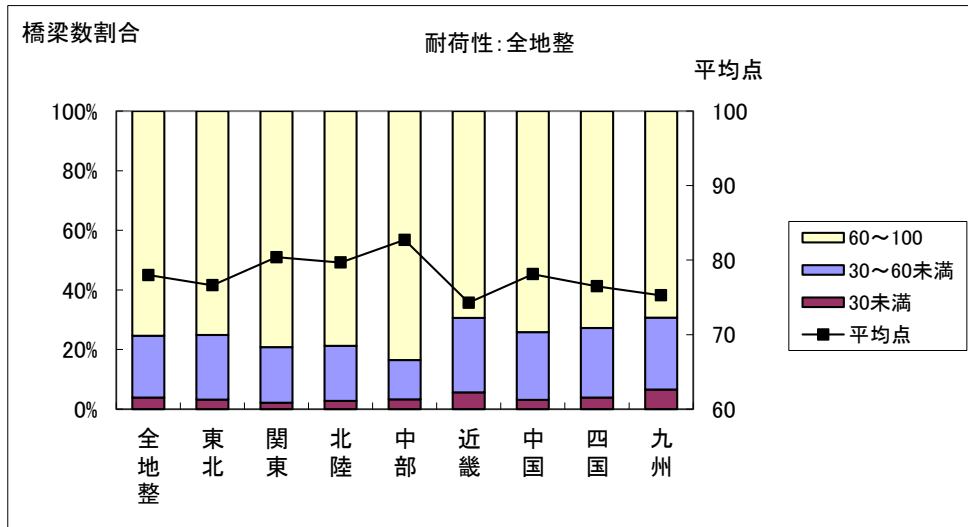
4. 対策判定区分Aの橋梁数は、対象部材を持つ全橋梁数から対策判定区分B~E1の橋梁数を除いて集計。なお、同じ橋梁であっても異なる径間にコンクリート部材と鋼部材の両者が存在する場合には両方計上しているため、コンクリート部材と鋼部材の箇所数の計と対象橋梁箇所数は一致しない。

5. 床版橋については、床版として計上されていないことから、床版を有する橋梁の合計数は、全橋梁数と一致しない。

6. 国総研資料第488号、第545号、第645号、第693号では、点検結果の記録があるもののみ集計をしていたが、今回より、点検実施をしている橋梁で対策判定区分の記録のない部材については、対策判定区分Aとして集計することとした。

(2) 道路橋の総合評価指標

① 管理機関別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。

## 1. 耐荷性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	879	4,663	16,934	22,476	78.0
東北	94	647	2,235	2,976	76.6
関東	59	509	2,157	2,725	80.4
北陸	47	318	1,356	1,721	79.7
中部	123	489	3,114	3,726	82.7
近畿	172	762	2,114	3,048	74.3
中国	94	685	2,236	3,015	78.1
四国	80	485	1,511	2,076	76.5
九州	210	768	2,211	3,189	75.3

## 2. 災害抵抗性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	1,607	2,002	18,867	22,476	78.2
東北	373	317	2,286	2,976	73.3
関東	201	232	2,292	2,725	78.1
北陸	85	90	1,546	1,721	81.6
中部	157	274	3,295	3,726	81.6
近畿	274	328	2,446	3,048	75.5
中国	185	310	2,520	3,015	78.4
四国	153	157	1,766	2,076	77.9
九州	179	294	2,716	3,189	79.8

## 3. 走行安全性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	796	2,484	19,196	22,476	83.2
東北	147	346	2,483	2,976	79.7
関東	99	282	2,344	2,725	83.0
北陸	26	131	1,564	1,721	87.5
中部	109	358	3,259	3,726	83.9
近畿	117	442	2,489	3,048	81.5
中国	68	310	2,637	3,015	84.9
四国	53	172	1,851	2,076	86.9
九州	177	443	2,569	3,189	80.9

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

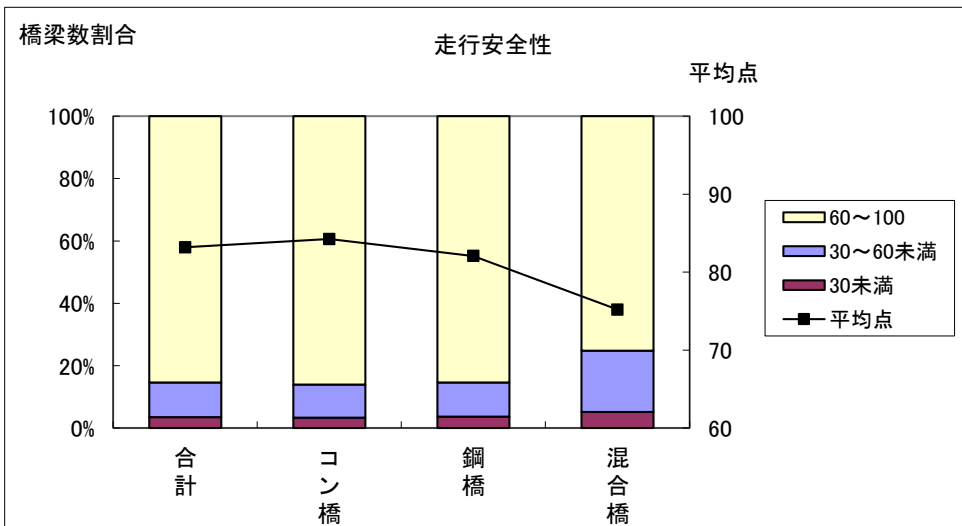
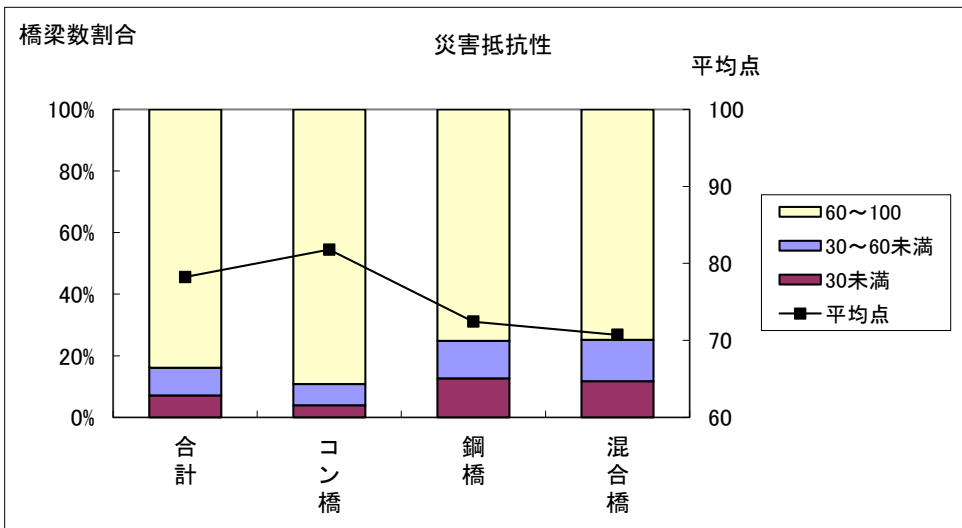
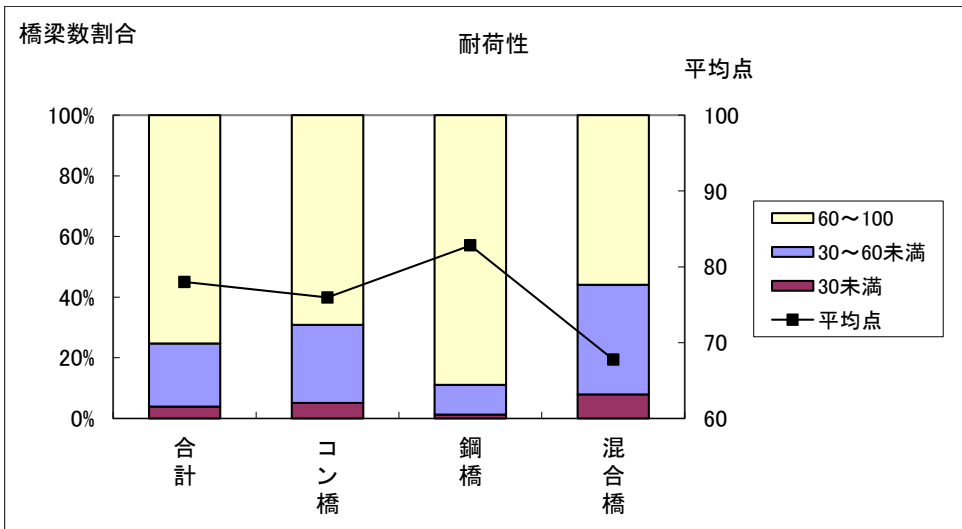
算出方法は、付録参照。

## ◆国総研資料第488号、第545号、第645号、第698号からの推移

直轄	耐荷性				災害抵抗性				走行安全性				計
	30未満	30～60	60以上	平均点	30未満	30～60	60以上	平均点	30未満	30～60	60以上	平均点	
H19	614	2,958	12,077	78.2	1,053	1,575	13,021	77.7	833	2,414	12,402	79.5	15,649
	3.9%	18.9%	77.2%	-	6.7%	10.1%	83.2%	-	5.3%	15.4%	79.3%	-	-
H20	615	3,499	14,228	78.9	1,249	1,727	15,366	78.2	803	2,670	14,869	81.2	18,342
	3.4%	19.1%	77.6%	-	6.8%	9.4%	83.8%	-	4.4%	14.6%	81.1%	-	-
H21	780	3,944	15,503	78.4	1,500	1,923	16,804	77.9	899	3,068	16,260	81.1	20,227
	3.9%	19.5%	76.6%	-	7.4%	9.5%	83.1%	-	4.4%	15.2%	80.4%	-	-
H22	831	4,211	16,186	78.3	1,575	2,007	17,646	77.9	879	2,940	17,409	81.8	21,228
	3.9%	19.8%	76.2%	-	7.4%	9.5%	83.1%	-	4.1%	13.8%	82.0%	-	-
H23	839	4,468	16,634	78.2	1,584	2,053	18,304	78.0	839	2,680	18,422	82.5	21,941
	3.8%	20.4%	75.8%	-	7.2%	9.4%	83.4%	-	3.8%	12.2%	84.0%	-	-
H24	879	4,663	16,934	78.0	1,607	2,002	18,867	78.2	796	2,484	19,196	83.2	22,476
	3.9%	20.7%	75.3%	-	7.1%	8.9%	83.9%	-	3.5%	11.1%	85.4%	-	-

・最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。

② 上部工使用材料別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	879	4,663	16,904	22,446	78.0
コン橋	716	3,607	9,675	13,998	76.0
鋼橋	95	748	6,752	7,595	82.8
混合橋	68	308	477	853	67.8

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	1,607	2,002	18,837	22,446	78.2
コン橋	548	961	12,489	13,998	81.8
鋼橋	959	926	5,710	7,595	72.4
混合橋	100	115	638	853	70.7

3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	796	2,484	19,166	22,446	83.2
コン橋	469	1,486	12,043	13,998	84.2
鋼橋	283	830	6,482	7,595	82.1
混合橋	44	168	641	853	75.2

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、付録参照。